

『ちくま評論選』解説

7 ナショナリズムは悪なのか

萱野稔人

■凡例

- 1 ●は、本文。①②…は形式段落番号。◆は、設問。
- 2 ▽は、本文の追跡・分析。(解答例だけではなく、ここをこそ、読む。)
- 3 ▼は、読解に関する技法。
- 4 ☆は、記述に関する技法。

■前提 『現代文キーワード』で「ナショナリズム」や「国民国家」の項目を読む(後から読んでもよい)。ナショナリズムとは、「民族≡国家」という思想。(でもこの本文は、ナショナリズム自体は問題の中心になっていない。もつとそれ以前の問題)

■追跡

- 1 ◆問1 ナショナリズムは国家の問題から切り離されえない。なぜか
- 2 つまり、ナショナリズムの是非を問うためには、ナショナリズムによって国家のあり方がどのように変容したのかを問わなくてはならない。
- 3 ナショナリズムは、それぞれの民族がみずから固有の政府をもつべきであること、そしてネーションによって担われた国家こそ正統な統治形態であることを主張する。つまり、「国家はネーションによって、ネーションのために運営されなくてはならない。」というのがナショナリズムの基本的な原理となる。その原理によって、国家は国民国家(ネーション・ステート)へと歴史的に生成してきた。国民国家とは、歴史のなかで国家がとりえた一つの形態である。ナショナリズムはその国民国家の生成をうながし、また世界へと広めた、思想上のエージェントにはほかならない。
- 4 したがって問うべきは、国家が国民国家という形態へと変容してきた内実をどう考えるか、ということになる。しかしそれを考えるには、そもそも国家とは何かを理解しておくなくてはならない。

●問いを拾う。書き手の問いの本丸は、A「ナショナリズムの是非」のようだ。その問いに取り組むための問いがB「ナショナリズムによって国家のあり方がどのように変容したのか?」。さらに、その問いBに取り組むために、C「そもそも国家とは?」という問いに答えなくてはならない、という構成になっている。C↓B↓A。

同じ文化や宗教、言語を共有する「民族」という概念がある。それは家族のつながりのような一体感を生む単位である。その民族単位で、一つの国家を形成するのがいいじゃん、と考えるのが、「ナショナリズム」。ネーションは、民族とも訳すし、国民とも訳す。民族≡国民なら、「ナショナリズム」の理想に合致するのだが、現実にはそうならず、一つの国に複数の民族が住んでいるのがふつうだ。多数を占める民族が、「この国の言語はこれだ」「宗教はこれだ」と決めてしまうと、少数民族は困ってしまう。また、「ナショナリズム」は、感情的な一体感を高める傾向があり、過剰に高まりすぎると、「よそ者は出て行け」的な否定的な感情に転換する危険がある。書き手が、A「ナショナリズムの是非」という問いを立てたのは、そういう問題があるからだ。

民族≡国民≡一つの国家、というのは、歴史上現れた、色々な「国家」の形の一つ

に過ぎない。近代の国際社会は、この「国民国家」を建前としている。(オリンピックをイメージしてごらん。そのとき私たちは、何となく、「○○国」には「○○人」詳しくは世界史で学んでね。「帝国」と呼ばれる、広域で多民族を支配するような権力が弱体化すると、今まで覆い隠されてきた「民族の地」が現れ、独立を要求するようになる。そのときに、「民族≡国民≡国家」であるべきだ、という思い(ナショナリズム)が、その独立運動に力を与える。ナショナリズムがどのように国民国家を創り上げたかを探ることによって、ナショナリズムの性質を捉えよう、というのが、B「ナショナリズムによって国家のあり方がどのように変容したのか?」という問いだ。

さて、◆問1。☆なぜ、は、どのように、と問い直す。ナショナリズムは、国家の問題と、どのように結びついているのか。参照部分はこゝ。

「その原理によって、国家は国民国家(ネーション・ステート)へと歴史的に生成してきた。ナショナリズムはその国民国家の生成をうながし、また世界へと広めた、思想上のエージェントにはほかならない。」

この内容を、「ナショナリズムは、(このようにして) 国民国家を生成した」という枠組みに盛り込む。で、「から。」で締めくくる。

◆問1(解答例1) ナショナリズムは、国家は民族によって運営されるべきだという考え(原理)によって、国民国家という形態を生み出したから。

構文を変えると、よりナショナリズムの働きに焦点が当たった感じになる。どちらでも可。ナショナリズムがあつて初めて国家が成立している、つていう感じになる。(解答例2) 現在の国民国家という形態は、国家は民族によって運営されるべきだというナショナリズムの原理によって生み出されたものだから。

5 国家についての定義はさまざまあるが、やはり私たちが国家を考えるうえで最も基本となるのはマックス・ウェーバーの定義だろう。ウェーバーは次のように国家を定義している。

国家とは、ある一定の領域の内部で——この「領域」という点特徴なのだが——正当な物理的暴力行使の独占を(実効的に)要求する人間共同体である。

6 はじめて読む人には難しいかもしれない。日本には死刑制度が存置されているので、死刑を例にとつて説明しよう。

7 かつて自分の妻と子を殺された男性が、記者会見でこう述べたことがあった。もし犯人が死刑にしなければ、刑務所からでてきたときに自分の手で殺す、と。

8 この犯人は犯行当時未成年だったので、死刑になるかどうかが世論の注目を集めていた。男性の記者会見はそれを受けてのものだったが、ここで考えたいのは、もし本当に遺族の男性が犯人を殺したらどうなるかということである。

9 【読解問題1】この男性は逮捕され、処罰されるだろう。(なぜ?)

10 問題を明確にするために、ここに仮定を付け加えよう。もし、何人も人を殺して、逮捕されれば確実に死刑になる犯人を、逮捕されるまえに遺族がつかまえて殺してしまつたらどうなるだろうか、と。

11 当然、その場合も、犯人を殺した遺族は逮捕され、処罰されるだろう。

12 なぜ逮捕されれば確実に死刑になる人間を遺族が殺したら処罰されるのだろうか。遺族は国家がするはずだったことと同じことをしたにすぎないにもかかわらず、

だ。さらに言えば、復讐という名目がある分だけ、遺族が犯人を処刑したほうが道徳的な正当性もあると思われるにもかかわらず、である。

13 ウェーバーの定義において、国家は「正当な物理的暴力行使の独占を（実効的に）要求する」といわれていることの意味がここにある。

14 どれほど遺族が犯人を処刑することに道徳的な正当性があるようにみえても、国家はそれを取り締まろうとする。つまり国家は、みずからだけが犯人を処罰することができるという「正当な物理的暴力行使の独占」を、遺族を取り締まることで「実効的に要求する」のだ。

15 犯人を処罰するには◆問2「物理的暴力行使」が不可欠である。これは死刑の場合にだけ当てはまることではない。犯人を捕まえるときですらすでに、犯人を力づくで押さえるという「物理的暴力行使」が必要だ。犯人が逃げようとしたり暴れたり抵抗したりしたら、なおさらである。また、犯人を留置所や刑務所に監禁するということが自体、物理的に閉じ込めるという意味で、すでに物理的暴力の行使になっている。

● マックス・ウェーバーの名は知つてゐるよ。『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』を書いた、ドイツの社会学の巨人。「資本主義」がどのように生まれたのか、という大きな問いに取り組んだ二人の巨人のひとり。もうひとは、もちろん、カール・マルクス。

さて、◆問2。「物理的暴力行使」の意味の確認。かんたんに言うなら、「犯人を力づくでとり押さえる」こと。それでじゅうぶんだが、もう少し詳しく書け、といわれたら、「犯人を処罰・処刑する」を加えてもいい。「監禁する」とか、主語や、形容を加えてもいい。

◆問2（解答例）「国家が」「警察を使つて」「法を犯した」「犯人を力づくでとり押さえたり、処罰したり、処刑したりすること。」

16 この点、ウェーバーのいう「物理的暴力」を「物理的強制力」や「物理的実力」と言い換えてもまったく問題はない。要は、「言葉の暴力」というような抽象的な「暴力」ではなく、物理的な力が行使されるということが含意されれば、どの表現でも同じである。

17 そうした「物理的暴力行使」を国家はみずからの統治領域のなかで「独占」しようとする。他の組織や個人は、たとえば現行犯を捕まえたり正当防衛をしたりなどの緊急な場合にだけ、例外的にしかそれが認められない。どのような場合が例外かを認めるのも国家だ。もしそうした例外的範囲を超えて物理的暴力が行使されたと判断すれば、国家はただちにそれを取り締まろうとするだろう。

18 これが、国家が「ある一定の領域の内部で正当な物理的暴力行使の独占を（実効的に）要求する」ということの意味である。

● 今度は「独占」の意味の確認。暴力の行使を、国家以外の組織や個人には許さない。例外はあるが、例外を規定するのも国家のみ。

19 注意点が一つある。それはウェーバーの定義で「正当な物理的暴力行使の独占」といわれるときの、「正当な」ということの意味についてである。

● 三つ目は「正当な」の意味。筆者は、「正当な／物理的暴力行使の／独占」と（切

り身）にして説明していることがわかる。

20 政治の領域で「正当性」が問題になるとき、そこには大きく分けて二つの意味がある。一つは「道徳的に正しい」という意味であり、もう一つは【読解問題2】「法的に正しい」（とは？）、つまり「合法的な」という意味だ。

21 ウェーバーの定義でつかわれているのは二つめの「法的に正しい」という意味のほうである。なぜなら「道徳的に正しい」暴力を独占することは原理的に不可能だからだ。

22 たとえば、社会のなかには警察を嫌っていたり憎んでいた人が少なからずいるように、国家の行使する物理的暴力はすべての人によって「道徳的に正しい」と思われているわけではない。戦争を例にするとわかりやすいだろう。国家が何らかの戦争をしたとき、すべての国民がそれを「道徳的に正しい」と考えるわけではない。あるいは先の事例でいうと、遺族が犯人を捕まえて処刑することを「道徳的に正しい」と考える人もいるように、国家だけが「道徳的に正しい」暴力を行使できるわけではない。どんな暴力行使が「道徳的に正しい」かという判断は人によって異なる。

● 「道徳的に正しい」と「法的に正しい」の違いは理解できるだろうか。「独占」が可能になるためには、「すべての人」にとって「正しい」ものでなくてはならない。

23 これに対して、ある暴力行使が「合法か、合法でないか」ということについては、◆問3 国家が独占的に判断することができる。たとえ遺族による処刑を「道徳的に正しい」と多くの人が考えたとしても、国家はそれを「違法だ」と判断して取り締まることができるのだ。

24 もちろん、社会の大多数の人が何を「道徳的に正しい」と考えるかによって、国家が何を「法的に正しい」と判断するかは影響を受ける。国家は人びとの道徳意識から離れて「法的な正しさ」を決定することはできない。

25 ただし、国家が決定できるのはあくまでも、「道徳的な正しさ」ではなく「法的な正しさ」であるということ。これは理解しておかなくてはならない。暴力を取り締まることで確立できるのは「合法か、合法でないか」という区別だけである。暴力を取り締まることで「法的な正しさ」を人びとに押し付けることはできないが、内面的な判断である「道徳的な正しさ」を人びとに押し付けることはできないのだ。

26 国家が独占しようとするのはつねに「合法的な物理的暴力行使」であるほかない。国家はみずからだけが合法的に暴力を行使できることを、他の組織や個人が勝手に暴力をもちいたら、それを「違法なもの」として強制的に——つまりみずからの「合法的な」物理的暴力行使によって——取り締まることで、社会に要求するのである。

◆問3。傍線部を延長して、「合法か、合法でないか」ということについては、国家が独占的に判断することができるのはなぜか、と問う。この裏には、「国家は、道徳的に正しいかどうかを判断することはできない」という内容が張り付いている。だから、結局、「国家は、合法かどうかは独占的に判断できるが、道徳的に正しいかどうかは独占的に判断できない」のはなぜか、という問い全体について答えればよいことになる。

22 段落「国家の行使する物理的暴力はすべての人によって「道徳的に正しい」と思われているわけではない」、25 段落「暴力を取り締まることで「法的な正しさ」を人びとに押し付けることはできない」などから、内面的な判断である「道徳的な正しさ」を人びとに押し付けることはできない②法的な正しさは、(国家が行使する以外の) 暴力を取り締まるという、目に見える権力行使によって、何が合法か、すべての人に押しつける(示す)ことができる、という点を取り出せる。

法は国家が決めたものだから、押しつけることができる、というのとはちよつと違う。筆者はそうはいっていない。合法かどうかについての、国家による判断は、実際には、国家が暴力を使うかどうかによって明示される、といっている。おれがダメだつて言ったら、違法! 逮捕するか、起訴するか、という判断を司法権力がするでしょう? 合法かどうかは自動的に決まるわけじゃない。権力が発動された瞬間に法があらわになる。

◆問3(解答例)(道徳は内面的な判断なので、すべての人に当てはめることができないが) 法的な正しさについては、国家が自分自身が行使する以外の暴力を取り締まる(という、目に見える) 権力行使によって、何が合法か、すべての人に示すことができるから。

27 ここで一つ疑問がわいてくるかもしれない。つまり、国家が「合法か、合法でないか」を判断し取り締まるのは、なにも暴力だけにかぎらないのではないか、あらゆる行為について国家は「合法か、合法でないか」を決定しているのではないかと、と。

28 その通りである。

29 国家は暴力だけにとどまらず、あらゆる行為について「合法か、そうでないか」を決定し、「合法ではない」と判断した行為を取り締まろうとする。たとえば定められた税をちゃんと納めない行為を「脱税」として取り締まるように。

30 そして、その取り締まりにおいて、もし相手がおとなしく国家の決定にしたがわないときは、暴力を取り締まる場合と同じように最終的には物理的な強制力が発動されるだろう。税の徴収に応じない人間は最終的に逮捕され、刑事罰が科されるように。

31 そうした構造は暴力の場合とまったく変わらない。

32 つまり、国家は合法的な暴力行使を独占しているだけでなく、あらゆる法的な決定を独占しているのである。法的な決定の独占とは、言い換えるなら、あらゆる合法性の源泉が国家にある、ということにほかならない。国家は法的な決定を独占しているからこそ、みずからのもちいる暴力だけは「合法」だと決定することもできるのである。合法的な暴力の独占は、法的な決定の独占と切り離せない。

33 逆にいえば、国家のあらゆる決定というのは法的な決定である。国家が税をどれぐらい徴収するのかということも法によって決定されるし、行政が活動するのも法の解釈と運用をつうじてだ。国家は、ある行為が「合法か、合法でないか」を判断するだけでなく、みずからの決定を法をつうじておこなうのである。

34 そうした法的な決定に人びとがしたがうようにするためにもちいられるのが物理的暴力にほかならない。国家権力と呼ばれるものの原型がここにある。国家権力とは、物理的暴力行使を背景にしてみずからの(法的) 決定に人びとをさせたがわせる、その力のことである。

35 もちろん、誰もがおとなしく法的決定にしたがってくれるなら、国家は物理的暴力を行使する必要はないだろう。しかし、そうでない場合の最終手段として、法的決定の背後にはつねに物理的暴力が控えているのである。だからこそ、**【読解問題3】** ウェーバーは「法的決定の独占」ではなく「正当(合法的)な物理的暴力行使の独占」と国家を定義した(なぜ?) のである。

36 ここには、法的決定が合法的な物理的暴力行使によって支えられ、同時に、その物理的暴力行使の合法性が法的決定によって確立される、という循環運動がある。この循環運動こそ、国家というものの存在をなしたたせているものにほかならない。

●国家権力とは、みずからの法的決定に人びとをさせたがわせる力。なぜ、みんな従うの? したがわなかつたら、逮捕されるから!

みずから決めたルールに人びとをさせたがわせようとする「権力」は、ほかにもいろいろある。学校の先生。会社の社長。クラブの先輩、保護者(?!): 力の及ぶ範囲に限れば、彼らもまた、「決定の独占者」と定義可能だ。しかし、彼らと国家の、決定的な違いは何か? 彼らは、(合法的には) 暴力を使えない! 国家しか使えない「暴力」こそが国家の本質だとウェーバーは定義したわけだ。

37 ところで、法的決定の独占とは、そこに住むすべての人間がしたがうべき法的決定を唯一おこなうことができるということである。つまり、法的決定を独占するということは、その地域における最高の意思決定権をもつということにほかならない。それが主権となる。◆問4主権の成立は合法的な暴力の独占と切り離せない。

38 世界システム論を提唱したイマニエル・ウォーラステインは、合法的な暴力の独占と主権とのつながりについて次のように述べている。

今日われわれが戦争と呼んでいるものは、主権という概念——それは十六世紀になって初めて用いられるようになった近代的概念である——の関数である。主権とは、ひとつひとつの国家が、国家間システムのなかで、自ら主張し、かつ他国から承認された明確な境界を持ち、その境界の内部においては、当該国の政府が、合法的な実力の行使権を独占しているという主張のことである。したがって戦争とは、二つの主権国家間の軍事的な戦闘として定義される。(ヘゲモニーの不可能性をめぐって) 山下範久訳

39 この引用文で重要な点は二つある。

40 一つは、主権という概念はすぐれて近代的な概念だということだ。

41 なぜそれが近代的概念であるかということ、合法的な暴力の独占そのものが歴史的には一六世紀以降に成立したものだからである。ウェーバーも言っている、「国家」の概念が完全な発達を遂げたのは全く近代のことである」『社会学の根本概念』清水幾太郎訳、と。私たちが現在「国家」と呼んでいるものが合法的な暴力の独占によってなりたっている以上、国家という概念そのものが近代に完成されたものなのである。

42 もう一つの重要な点は、主権が成立することによって、戦争をすることができるのは主権国家だけになったということだ。

43 なぜそうなったのかというと、主権国家体制のもとでは、合法的な暴力を行使できるのは国家だけだからである。そこでは、国家以外の組織がおこなう武力行使は、たとえそれがどれほど大掛かりで組織的なものであっても、すべて違法な「犯罪行為」となる。近代に主権が成立する以前はけっしてそうではなかった。ある程度の規模以上の集団的武力行使は、それが公権力によってなされるものでなくても、すべて「戦

争」というカテゴリーで考えられていた。合法的な暴力の独占をつうじて主権が成立すること、戦争をすることが出来るアクターも法概念上限定されるようになったのである。そのとき「内戦 (civil war)」という概念は、◆問5その主権が崩壊してしまふほど領域内部の武力対立が激化してしまつたときにもちいられる概念となる。

●◆問4「主権の成立は合法的な暴力の独占と切り離せない」のはなぜか？

なんとなく答えにくい問いだ。なぜなら、「主権とは、当該の国家だけがその領域内に合法的な暴力を行使できるという権利」のことなから、主権＝合法的な暴力の独占、といつてもいいから。切り離せないのは、そう定義しているのだから、当然というわけ。

ただ、「成立」という語が含まれている点に注意。ここには、「過程」(どのように)が含まれている。以前はなかった主権という概念が、あるとき成立した。どのように？ そう問えば、この「なぜ？」への答えを見いだすことはできる。

☆とりあえず書く、と、「主権は、(国家の)合法的な暴力の独占によつて成立したから。」これだと問いを組み替えただけだが、これをベースとして、

◆問4 (解答例)「近代になつて、国家だけが合法的に暴力を独占できるという考え方が現れることによつて、主権という概念が成立したから。」

◆問5「その主権が崩壊してしまふ」とは、どのようなことか。

「主権＝当該の国家だけがその領域内に合法的な暴力を行使できるという権利」なのだから、その権利がなくなることを言えたい。

◆問5 (解答例)「ある領域内で合法的な暴力を行使できる権利を、一つの権力が独占することができなくなったということ。」

■読解問題

①「この男性は逮捕され、処罰されるだろう。」とあるが、なぜか。

どこまで答えたらよいのだろう！ ありとあらゆる答案が予想される。これは、設問として、(ほんとは)まずい。

「違法だから」。まあ、間違つてないよね。でも、どうして？

「国家だけが合法かどうかの決定ができるから。」うん、そうだ。その背景は？

「国家だけが逮捕や刑罰などの暴力を行使できるから。」そうそう。でも、なんで？ 「ここは、近代国家、法治国家だから！」

…つて、どういうこと？

ここは本文全体を踏まえる問いだと考えよう。傍線部前後から考えると、「心情的にはわからなくもないが、逮捕されてしまふ」のはなぜ？、という問題意識が含まれていると思われる。近代以前には、個人的復讐が罪に問われない時代もあった江戸時代の仇討ちなどがその例だ。また、乱世では、権力の及ぶ範囲が曖昧で、私的制裁がなんとなく容認されていた例もあっただろう。

では、なぜ今は許されぬのか。後半に出てきたように、「近代国家」になつたから！ 近代国家は、暴力を独占し、法の下の平等に基づいて、それを行使する。近代国家は、心情といつたあいまいなもの、権力の及ぶ範囲の不鮮明さ、を排除する。国境線を越えれば、権力は手を伸ばさない。他国の主権を侵すことになるから。でも、

領域内の人間には、同一の原則(法)を適用する。同一性を保つためには、権力＝暴力を行使する主体をただ一点に集約する必要がある。「この男性」は、むろん、暴力の行使が可能な主体ではない。

解答は、逮捕しないとまずいことになる、「個人に行使を認めたら、法の効力がなくなる(原則がこわれる)」という論法で書くのがよいだろう。

【解答例】心情的、道徳的な基準で個人に暴力の行使を認めた場合、その可否はケースによつて異なる可能性があるが、近代国家は、暴力の行使を独占することによつて、一定の原則に基づく法を平等に適用し、その効力を維持しようとするため、他にその行使を認めるわけにはいかないから。

②「法的に正しい。」とはどのようなことか。

同じような問いが繰り返されている感じがする。脚問の問3とおんなじだよね。ただし今度は、「どのようなこと」か。

「道徳」と対比的に書いてあるのは、22、23段落。

●どんな暴力行使が「道徳的に正しい」かという判断は人によつて異なる

●これに対して、ある暴力行使が「合法か否か」については、国家が独占的に判断することが出来る。遺族による処刑を「道徳的に正しい」と多くの人が考えたとしても、国家はそれを「違法だ」と判断して取り締まることができる。

「誰が、誰に対して、どのように」(正しい)と判断するのか、と問い直してみるといい。法的に正しいとは「国家が、国民すべてに適用できる原則に基づき、(暴力行使を背景にして)独占的に合法だと判断すること」。

道徳的な正しさとは違う、ということ、対比的に示してもいい。

【解答例】「判断が人によつて異なる道徳的な正しさではなく、」国民すべてに適用できる原則に基づき、国家が独占的に合法だと判断すること。

③ウェーバーが「法的決定の独占」ではなく「正当(合法的)な物理的暴力行使の独占」と国家を定義した」のはなぜか。

傍線部の直前には「国家権力とは、物理的暴力行使を背景にしてみずからの(法的)決定に人びとをさせたがわせる、その力のことである。もちろん、誰もがおとなしく法的決定にしたがってくれるなら、国家は物理的暴力を行使する必要はないだろう。しかし、そうでない場合の最終手段として、法的決定の背後にはつねに物理的暴力が控えているのである。だからこそ、…」とある。この叙述を整理し、かみ砕く。

【解答例】国家は、法的決定に人々を従わせる存在であるが、人々が決定に従わない場合がある。人々を従わせる最終手段が、物理的暴力の行使であるから。

自分自身が正当と位置づけた暴力の行使。これが、国家権力の本質、権力の根っこにあるもの、ということである。だから、必然的に国家権力は、暴力の発動が可能である状態を自らに保つことを望む。さて、これがナショナリズムとどう結びつくのか、については、出典を読んでみよう。